

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！



2021年3月から一部の医療機関や薬局で、健康保険証の代わりにマイナンバーカードが利用できるようになりました。(2021年10月までに本格運用が開始されます。医療機関・薬局によって開始時期が異なります)

利用できる医療機関・薬局は右記のステッカーやポスターが目印です。また厚生労働省のホームページでも案内しています。



step 1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く
カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません

step 2 オンラインであなたの医療保険資格を確認！
マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン！

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータルやセブン銀行のATMでできます。医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも利用申込できますが、待ち時間短縮のため、事前の申込をお勧めします。



どんないいことがあるの？メリット7つ

POINT 1 より良い医療が可能に！

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。
※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。
※薬剤情報は2021年10月開始（予定）。

POINT 2 自身の健康管理に役立つ！

マイナポータルで、2021年10月までに自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、2021年10月（予定）から自分の薬剤情報を閲覧できるようになります。
※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。

POINT 3 オンラインで医療費控除がより簡単に！

マイナポータルで、2021年11月（予定）から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。

POINT 4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。

POINT 5 医療保険の資格確認がスムーズに！

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。

POINT 6 医療費の事務コストの削減！

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。

POINT 7 健康保険証としてずっと使える！

就職や転職、引越をしてもマイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は加入の届出が引き続き必要です。

■お問い合わせ先：町民生活課 暮らしの窓口班 TEL 0173-22-2111（内線153・154）

鶴田中学校相撲部 東北大会団体優勝・全国大会個人5位入賞

9月27日（月）、鶴田中学校相撲部の皆さんが8月に行われた東北大会・全国大会の結果を相川町長に報告しました。

8月4日に秋田県で開かれた「第42回東北中学校大会」で8年ぶり3度目の団体優勝を果たしました。メンバーは3年生の松野将太さん・神哲平さん・福井魁さん、2年生の澁谷太陽さん、1年生の貴田權山さん・佐藤柊大さんの6名。また、松野さんは8月21日・22日に東京都で行われた「第51回全国中学校選手権大会」の個人戦で5位入賞を果たしました。

松野さんは「7月に役場を訪れた時の『悔いのないように相撲をとる』という言葉に有言実行することができ本当にうれしいです。今回の結果を残せたのは、仲間や監督、保護者のおかげなので、感謝の気持ちを忘れずにこれからも頑張っていきたいです」と感謝を述べていました。主将の神さんは「決勝トーナメントでは3回中1回しか勝てなかったが、チームのみんなが頑張ってくれたので、優勝することができました。今回のうれしさと悔しさをばねに、これからも頑張っていきたいです」と語っていました。

報告を受けた相川町長は「東北大会団体優勝、全国大会個人入賞おめでとうございます。3年生はこの成績を励みにして高校でも頑張ってください。2年生以下の部員たちは、東北大会・全国大会を目指して、日々の練習に励んでください」と激励の言葉を贈りました。



△相川町長に大会の結果を報告した鶴田中学校相撲部の部員たち

安治川親方が中学校相撲部にマスクを寄贈

県内出身の大相撲元関脇の安美錦（現：安治川親方）氏が鶴田中学校相撲部にマスクの寄贈を行いました。

新型コロナウイルスの影響の中、相撲を頑張っている子どもたち、指導者や保護者の方々に応援する思いで、稽古中などに使ってもらいたいとマスクを寄贈してくれました。

マスクを受け取った鶴田中学校相撲部キャプテン神哲平さんは「いただいたマスクは練習の時などに大事に使っていきたいです。今回のことを励みに、より一層練習を頑張りたいです」と語っていました。



一人で悩んでいませんか？

自立に向けた相談窓口のご案内

仕事がなかなか決まらない
仕事が長続きしない

家計が毎月赤字
どうしよう…
（家計が心配）

あなたの生活の

困りごとや心配

「なにをどうすればいいかわからない」と立ち止まらずに一緒に進んでみませんか？どなたでもご相談ください。

高齢だけど働いて収入を得たい
社会参加して
なにかの役に立ちたい

うちの息子がずっと働かないで家にいる。
将来どうしよう…

西北地域自立相談窓口 （対象地域：鶴ヶ沢町・深浦町・鶴田町・中泊町）

北津軽郡鶴田町大字鶴田字津津193
鶴田町社会福祉協議会内 FAX 017-774-3235

☎ 0173-26-1202

フリーダイヤル 0800-800-7114

スマホからでも相談無料・通話料無料
（青森県社会福祉協議会）

農業経営収入保険加入者に対して保険料を補助します

自然災害、市場価格の下落など、農業者の経営努力では避けられない、さまざまなリスクによる収入減少に対して補償する「農業経営収入保険」への加入を促進し、農業者の負担を軽減するため、町では保険料の一部を補助します。

補助の概要

収入保険の掛け捨て保険料に対して、10分の1以内（上限10万円）を補助します。

例）基準収入額1,000万円の場合：掛け捨て保険料89,000円に対して、8,900円の補助金を交付

対象者

以下のすべての条件を満たすこと

- ・鶴田町に住所を有する個人または法人
- ・本人および世帯員に町税等の滞納がないこと

収入保険制度とは

【個人の場合】

農業者が保険期間（1～12月）に生産・販売する農産物の収入全体を対象として、収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補てんする制度です。

加入するためには、青色申告をしていることが条件です。

例）基準収入額1,000万円の場合、販売収入が500万円の時には、360万円が補てんされます。

(1000万円×0.9)－500万円
基準収入の9割－販売収入

×

0.9
支払率

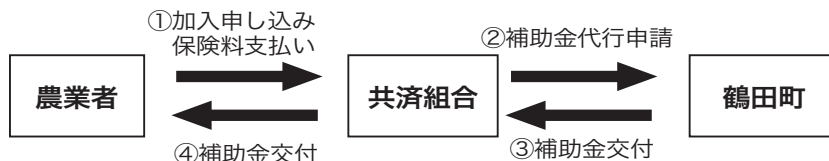
=

360万円
保険金

補助事業実施期間

令和4年～令和8年（予定）

事業の流れ



令和4年保険加入期限

契約更新者：令和3年11月末まで（自動継続含む）
新規契約者：令和3年12月末まで

【申し込み先】 青森県農業共済組合 津軽支所 TEL：0173-33-1513

【問い合わせ先】 鶴田町役場 産業課農業振興班 TEL：0173-22-2111（内線291）

STOP！わら焼き

稲わらは焼かずには有効利用しましょう！



稲わら焼きの煙は

- ・道路の視界不良によって重大な事故を引き起こす原因
- ・目やノドを痛める等の健康被害を及ぼす
- ・観光イメージを損なう

稲わらは貴重な有機資源です。稲わらを有効利用しましょう。

◆稲わら焼却防止活動

職員が巡回パトロール・戸別訪問を実施し、有効活用等に係る指導・助言や相談窓口も行っています。

◆稲わらはすき込んで活用しましょう

稲わらのすき込みは、作土層の増大や土壌窒素の増加など、土壌の改良に堆肥とほぼ同じ効果があります。

◆稲わらふりーでん

生産者の協力により、皆さんに無料で稲わらを提供します。ご希望の方は「稲わらふりーでん」のノボリ旗が設置してある田んぼからご自由にお持ちください。

■問い合わせ先

鶴田町役場 産業課農業振興班
TEL：0173-22-2111（内線291）

必ずチェック最低賃金！

青森県最低賃金が改定されました

青森県最低賃金が改定されました。金額等は次のとおりです。

時間額 822円（令和3年10月6日から）

- ①青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者に適用されます。
- ②改定前の青森県最低賃金（793円）から**29円の引上げ**となります。
- ③青森県最低賃金は、青森県内で働くすべての労働者に適用されます。
- ④製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。
- ⑤青森労働局の許可なく青森県最低賃金以上の賃金を支払わなかった場合は、最低賃金法違反となり、罰則規定（罰金額50万円以下）が適用されることがあります。
- ⑥雇用調整助成金等の活用方法等については、
「雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター」（☎：0120-60-3999）にお問い合わせください。
※詳しくは、**青森労働局ホームページ**からご覧になれます。
(<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/home.html>)

■問い合わせ先

青森労働局労働基準部賃金室 TEL：017-734-4114

五所川原労働基準監督署からのお知らせ

令和3年8月から業務改善助成金が使いやすくなりました！

「業務改善助成金」は、「事業場内で最も低い賃金」を一定額以上引き上げ、生産性を向上させるための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者の皆様にもその設備投資などに要した費用の一部（75%～90%）を助成するものです。

令和3年8月から、対象人数の拡大や助成上限額の引き上げなどが行われました。

- 最大助成額が最大600万円（これまでは450万円）となりました。
- 要件を満たす場合には、PC、スマホ、タブレットも助成対象となりました。
- 詳しくは「業務改善助成金」で検索！

お問い合わせは業務改善助成金コールセンター（Tel：03-6333-6155）まで

■問い合わせ先

五所川原労働基準監督署 労働時間・支援班 TEL：0173-35-2309

10月は「食品ロス削減月間」 10月30日は「食品ロス削減の日」です

「食品ロス」とは、食べ残し・売れ残りや期限が近いなど様々な理由で、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

日本の食品ロス量は年間約600万トン、毎日、大型トラック（10トン車）約1640台分の食品を廃棄しています。

10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」です。一人ひとりが、食べ物を大切にして、食品ロス削減に取り組みしましょう。

食品ロスの原因

1位：食べることができなかった

2位：購入後、存在を忘れて傷ませてしまった

3位：賞味期限・消費期限が切れていた

（平成29年度徳島県における食品ロス削減に関する実証事業の結果より）

食品の期限表示について知ろう

◎賞味期限

おいしく食べることができる期限です。表示されている保存方法に従って保存していれば、期限を過ぎたからといって、すぐに食べられなくなるわけではありません。見た目やにおいで判断しましょう。

◎消費期限

過ぎたら食べない方がよい期限です。消費できる量を購入し、期限内に食べきりましょう。

食品ロス削減レシピ

消費者庁では、冷蔵庫の残った半端な食材を使った、食材を無駄にしないレシピを公開しています。

「消費者庁 食品ロス削減レシピ」で検索



▲消費者庁
食品ロス削減
レシピ

赤い羽根共同募金『つるりんバッジ』を進呈

鶴田町共同募金委員会では、鶴遊館窓口にて500円以上寄付された方へ「つるりんバッジ」をお配りしています。

赤い羽根共同募金は、行政の手が届かない小さな「困ったこと」のために使われています。

この赤い羽根は“勇気の印”として使われてきました。

大変な今だからこそ、“勇気の印”を身に付けてみませんか？

場 所：鶴田町保健福祉センター「鶴遊館」

対応時間：毎日9：00～16：00

※バッジの進呈は、無くなり次第終了いたします（数量限定）



鶴田町でお寄せいただいた募金は、鶴田町のために使われます。

■お問い合わせ先

鶴田町共同募金委員会（事務局：鶴田町社会福祉協議会） TEL：0173-22-3394

青い森林業アカデミーの令和4年度研修生を募集します

青森県では、本年4月にスタートした「青い森林業アカデミー」について、第2期目となる令和4年度研修生の募集をいたします。

申請資格	県内で林業への就業を希望し、研修受講時において18歳以上43歳以下の方
募集人員	10名（高校推薦7名、一般3名）
研修期間	1年間（令和4年4月から令和5年3月まで）
受講料	118,800円/年
研修拠点	県産業技術センター林業研究所 研修棟 （東津軽郡平内町大字小湊字新道46-56）
取得できる資格	チェーンソー操作や車両系建設機械運転など 計6種類
研修終了後の就業先	①地域の森林を管理する森林組合 ②植栽や下刈、伐採などの林業を営む会社等
給付金制度	安心して研修に専念できるよう、年間最大142万円を給付する制度があります

詳しくは、県HP：<http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/agri/academy.html>または、下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ先

青い森林業アカデミー TEL：017-763-4022

地域県民局からのお知らせ

許しません！不正軽油

不正軽油の製造、販売および使用等は脱税行為であり、罰則として、10年以下の懲役や3億円以下の罰金に処せられます。

また、不正軽油は適正な納税秩序を阻害するだけではなく、環境破壊の原因にもなる悪質な行為です。

次のような不正軽油に関する情報がありましたら、西北地域県民局県税部までにご連絡ください。

- 不審な施設にタンクローリーが頻繁に出入りしている。
- 軽油と他の油種（灯油、重油）を混ぜて使用・販売している
- 著しく廉価な軽油を売り込みにきた。
- 自動車の燃料に灯油や重油を使用している。

■問い合わせ先

西北地域県民局 県税部課税課 TEL：0173-34-2111（内線207）



令和3年度鶴田町成人式を開催します

町では、新成人を祝福し激励するとともに、大人としての自覚を促すことを目的に、「令和3年度鶴田町成人式」を次のとおり開催します。

●日 時

令和4年1月3日(月) 午後2時00分～

●場 所

鶴田町国際交流会館ホール

●対 象 者

平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの方

●申込方法

町内在住の方(町に住所がある方)には、すでに往復はがきでご案内しておりますが、町外にお住まいで参加をご希望される方は、直接下記の担当までお申し込みください。

※今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、急遽中止とする場合もございます。

■問い合わせ・申込先

鶴田町教育委員会 社会教育班 TEL: 0173-22-2111 (内線215)

洪水への警戒と避難準備に「洪水お知らせメール」を活用しよう

◆洪水お知らせメールとは

皆さんがお住まいの地域の「雨量・水位」等をお手持ちの「携帯電話にメール」でお知らせします。時間的な余裕をもって、洪水に対する心構えや避難準備ができます。

「青森県河川砂防情報提供システム」(<http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/>)より、ご希望の観測所を登録してください。

「洪水お知らせメール」
をクリック



(携帯電話版)



(スマートフォン版)

河川内の樹木を自ら伐採して利用したい方はご連絡ください

県では、河川管理上支障となる河川内の雑木を伐採し、河川管理に努めていますが、多くの費用を要することに加え、近年ニセアカシアのように繁殖力の強い外来種が繁茂し、十分に処理できてない実態があります。

お住まいの周辺などで、河川内の雑木が繁茂しているところがあり、河川内の雑木を伐採し「河川環境を美化」したい、伐採した「雑木を利用」したいなど、ご自身で河川内の雑木伐採を行いたい方は下記までご連絡ください。

詳しくは青森県庁ホームページ

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kasensabo/2013zatuboku.html> ヘアアクセス

■問い合わせ・申込先

県土整備部 河川砂防課 企画・防災グループ TEL: 017-734-9662

西北地域県民局地域整備部 河川砂防施設課 TEL: 0173-35-2107